

受理年月日	令和2年3月24日	付託年月日	令和2年3月25日	所管委員会	総務財政委員会
番号	2年請願第10号				
件名	自衛隊への市民の個人情報を記載した名簿の提供の中止について				
請願者	東区奈多一丁目6-13 博多湾会議 共同代表 脇 義重 外 4人 (R2.3.24) 50人 (R2.6.2)				
紹介議員	荒木[筆頭]、森(あ)				
分割付託	なし				
要旨	<p>市長は、今年1月6日の記者会見で、自衛官募集の対象となる18歳及び22歳の市民の個人情報について、自衛隊へ住民基本台帳の閲覧、書き写しによる提供を行ってきたものを、紙と電子媒体で提供するという方針を明らかにしました。その後、市個人情報保護審議会に諮問し、2月7日の部会審議を経た答申を受け、来年度から住民基本情報の提供を開始しようとしています。</p> <p>昨今のネット社会では、市が保有する市民一人一人の個人情報は、他の情報と突合されることで個人を表す人格を持つようになり、本人の意思とは無関係に独り歩きします。悪用されて精神的、経済的な損害を受けるかもしれません。個人情報保護がますます重要となっています。提供された個人情報が漏れいたした場合、市はどう責任を取るのですか。</p> <p>市が自衛隊へ市民の個人情報を記載した名簿の一括提供を実施するのは、市個人情報保護条例第10条第2項第6号に定める「実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」に当たるためとしています。しかし、自衛隊は海上警備行動もあり得る任務により海外に派遣されます。中東に派遣された自衛隊員は、家族へ遺書を書いたと言われていました。そのような戦地に市民が派遣される可能性があり、これは個人の権利利益の侵害に当たり、条例違反です。</p> <p>同答申は個人の権利利益の侵害にならないよう、提供を希望しない者は提供する情報から除外するよう求めています。市民の個人情報を記載した名簿を自衛隊に提供することは、個人の権利利益を保護することを立法目的とする個人情報保護法や市個人情報保護条例の趣旨を没却し、また、人々は全ての基本的人権の享有者であり個人として尊重されるとした憲法と、市の基本は住民の福祉増進であるとする地方自治法に違反します。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 18歳及び22歳の市民の個人情報を自衛隊に閲覧させること並びに個人情報を記載した名簿の一括提供をやめること。</p>				
審査年月日	令和 年 月 日	結 果	委員会 令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		本会議 令和 年 月 日		
	令和 年 月 日				

2020年3月24日

福岡市議会議長
阿部真之助 様

博多湾会議 共同代表 脇 義重
福岡市東区奈多一丁目6番13号 外4号

18歳および22歳の福岡市民の個人情報を自衛隊に提供しないことを求める請願

【請願趣旨】

今年1月6日の記者会見で、高島市長は自衛官募集の対象となる18歳22歳の福岡市民個人情報について、住民基本台帳の閲覧・書き写しの許可に留めていたのを、紙と電子媒体で自衛隊側に提供する福岡市の方針を明らかにしました。その後、福岡市個人情報保護審議会に諮問、2月7日の目的外使用部会での審査を経た答申を受け、来年度から名簿提供を開始しようとしています。

現今の「ネット社会」では、福岡市が保有する福岡市民一人とひとりの個人情報は、他の情報と突き合わされ個人を表す人格のようになっていきます。本人の意思とは無関係に独り歩きします。悪用されて市民が精神的、経済的に損害を受けることも起こってくるかもしれません。個人情報保護が益々重要となっています。提供された個人情報が漏洩した場合、自衛隊に提供した福岡市はどのように責任を取るつもりですか。

また、今回、福岡市個人情報保護審議会の答申を受けて、福岡市は4月以降に、自衛隊の福岡市民個人情報の名簿一括を実施すると言われています。その「実施する経緯」は、福岡市個人情報保護条例10条2項6号にある「実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」に当たるとしています。しかし、今回提供先となる自衛隊は、海上警備行動もありうる任務を帯びて海外に出かけています。今回中東に派遣された自衛隊員は、家族遺書を書いたと言われています。そのような戦地に福岡市民を赴かされることがあり得る場となっており、これは個人の権利利益の侵害に当たるのではないのでしょうか。これは個人情報保護条例違反です。

個人情報保護審議会の答申は個人の権利利益侵害にならないように「提供を希望しないものは除外する」旨を求めています。こうした答申を経て、福岡市が来年度以降、福岡市民の個人情報が自衛隊に提供され、「個人の権利利益を保護すること」を立法目的とする個人情報保護法や福岡市個人情報保護条例が没却されることです。

個人情報の外部への漏えいと名簿一括提供は、人々はすべての基本的人権の享有者であり、個人として尊重されるところ憲法や福岡市の基本は住民の福祉増進であるとする地方自治法に違反していることや、福岡市個人情報審議会の2月14日答申（以下「答申」）に留意しつつ、次の項目を請願します。

【請願項目】

18歳および22歳の福岡市民の個人情報を自衛隊に閲覧させることと名簿一括提供しない。

第376号
-2.3.24
議事課
提供しては